障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業所

及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所　運営規程（参考例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参　考　例 | 留意事項 | |
|  |  | |
| ○○○（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）運営規程 | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。 | |
|  |  | |
| （事業の目的） |  | |
| 第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づく障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適正な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を提供することを目的とする。 | 「□□□」は、開設者（法人名）を記載する。 | |
|  |  | |
| （運営の方針） |  | |
| 第２条　事業所の従業者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。 | （基準第2条第2項） | |
|  | |
| ２　事業所の従業者は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 | （基準第2条第3項） | |
| ３　事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。 | （基準第2条第1項、4項） | |
| ４　事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。 | （基準第2条第5項） | |
| ５　事業所の従業者は、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 | （基準第2条第6項） | |
|  |  | |
| （事業所の名称等） |  | |
| 第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 |  | |
| （１）名称　　○○○ | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。 | |
| （２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号    （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。 | 所在地は、住居表示及びビル名等を正確に記載する。 | |
| （１）管理者　１人 |  | |
| 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 | （基準第４条）  （基準第１８条第２項） | |
| （２）相談支援専門員　○人（又は、「〇人以上）） | （基準第３条） | |
| 利用者等からの生活全般に関する相談に応じるとともに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成に関する業務及びモニタリング等を行う。 |  | |
|  |  | |
| （営業日及び営業時間） |  | |
| 第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。 |  | |
| （１）営業日 | 営業日及び営業時間は、利用者に対する指定 | |
| ○曜日から○曜日までとする。 | 相談支援の提供が可能な時間を記載する。 | |
| ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 |  | |
| （２）営業時間 |  | |
| 午前○時から午後○時までとする。 | 営業時間外の緊急連絡等の定めを行う場合は、第３号以下に定める。 | |
| （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。 |
| (指定計画相談支援等の提供方法及び内容) |  | |
| 第６条　事業所で行う指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。 |  | |
| （１）利用者からの日常生活全般に関する相談に応じること | 内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。 | |
| （２）利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施すること |  | |
| （３）地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供すること |  | |
| （４）利用者等の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること |  | |
| （５）サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案（以下「サービス等計画案等」という。）を作成すること |  | |
| （６）サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容について意見を聴取すること |  | |
| （７）サービス等利用計画案等を利用者等に説明し、文書により同意を得ること |
| （８）サービス等利用計画等を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出すること |  | |
| （９）モニタリングに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、サービス等利用計画等の実施状況の把握を行うこと |  | |
| （10）必要に応じ、サービス等利用計画等の変更を行うこと |  | |
|  |  | |
| （支給決定障害者等から受領する費用の額等） |  | |
| 第７条 法定代理受領の手続きによらない利用者等に対し指定計画相談支援等を提供した場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５１条の１７第２項及び児童福祉法第２４条の２６第２項に規定する額の支払いを受けるものとする。 | 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載すること。 | |
| ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定計画相談支援等を提供した場合は、それに要した交通費の実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は１ｋｍ当たり○○円とする。 | 交通費については、燃料代の実費相当額を設定すること。  通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、徴収できるのは、通常の実施地域を超えた部分の交通費のみであること。 | |
| ３　前２項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。 |  | |
| ４　第２項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。 |  | |
|  |  | |
| （通常の事業の実施地域） |  | |
| 第８条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。 | 原則市町村単位で記載する。  なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町の区域」など客観的に区域が分かるような記載をすること。 | |
| （事業の主たる対象者とする障害の種類） | 主たる対象者を特定する場合には、事業ごとに障  害の種別を記載する。  「障害児」に含まれるのは身体障害児及び知的  障害児のみであり、精神障害者のうち18歳未満  の者については、精神障害者に含まれるので注  意すること。 | |
| 第９条　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 |
| （１）○○障害者  （２）障害児 |
|  |  | |
| （虐待の防止のための措置に関する事項） |  | |
| 第10条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。 | （基準第１９条第１項第７号）事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。 | |
|  |  | |
| （苦情解決） | （基準第２７条第１項） | |
| 第11条　提供した指定計画相談支援等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。 |
| ２　提供した指定計画相談支援等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１０条第１項及び児童福祉法第２４条の３４第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 | （基準第２７条第３項） | |
| ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。 | （基準第２７条第７項） | |
|  |  | |
| （研修） |  | |
| 第12条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。 | （基準第２０条第３項） | |
| （１）採用時研修　採用後○か月以内 |  | |
| （２）継続研修　　年○回 |  | |
|  |  | |
| (秘密保持) |  | |
| 第13条　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。 | （基準第２４条第１項） | |
| ２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。 | （基準第２４条第２項） | |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。 | （基準第２４条第３項） | |
|  |  | |
| （サービス提供の記録） |  | |
| 第14条　指定計画相談支援等の提供に関する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録、個々の障害者等ごとに記載した相談支援台帳等の記録を整備し、当該相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。 | （基準第３０条第２項） | |
|  |  | |
| (事故発生時の対応) |  | |
| 第15条　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟市及び支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 | （基準第２８条第１項） | |
|  |  | |
| （感染症対策に関する事項） |  | |
| 第16条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 | （基準第２２条） | |
|  |  | |
| （業務継続計画の策定に関する事項） |  | |
| 第17条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。 | （基準第２０条の２） | |
|  |  | |
| (その他運営に関する重要事項) |  | |
| 第18条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、□□□と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 |  | |
|  |  | |
| 附　則  この規程は、平成３０年４月１日から施行する。  　　附　則  この規程は、平成３１年４月１日から施行する。  　　附　則  この規程は、令和４年４月１日から施行する。 |  | |
|  | |  |
| ○「留意事項」欄の「基準」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）のことをいいます。  ○この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。  ○いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。 | | | | |

障害所の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定一般相談支援事業所　運営規程（参考例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参　考　例 | | 留意事項 | |
|  | |  | |
| ○○○（一般相談支援（地域移行・地域定着））運営規程 | | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。 | |
|  | |  | |
|  | |  | |
| （事業の目的） | |  | |
| 第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域相談支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定地域相談支援を提供することを目的とする。 | | 「□□□」は、開設者（法人名）を記載する。 | |
|  | |  | |
| （運営の方針） | |  | |
| 第２条　事業所の従業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者等の意向、適正、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適正かつ効果的に事業を行うものとする。 | | （基準第2条第1項、第39条第1項） | |
|  | |
| ２　事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った指定地域相談支援事業を行うものとする。 | | （基準第2条第2項、第39条第2項） | |
| ３　事業の実施に当たっては、自らその提供する指定地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 | | （基準第2条第3項、第39条第3項） | |
|  | |  | |
| （事業所の名称等） | |  | |
| 第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 | |  | |
| （１）名称　　○○○ | | 「○○○」は、事業所の正式名称を記載する。 | |
| （２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号 | | 所在地は、住居表示及びビル名等を正確に記載する。 | |
|  | |  | |
| （従業者の職種、員数及び職務の内容） | |  | |
| 第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。 | |  | |
| （１）管理者　１人 | | （基準第4条、第40条） | |
| 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 | | （基準第26条、第45条） | |
| （２）相談支援専門員　○人 | | （基準第3条、第40条） | |
| 利用者からの生活全般に関する相談に応じるとともに、指定地域相談支援の業務を行うものとする。 | |  | |
|  | |  | |
| （営業日及び営業時間） | |  | |
| 第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。 | |  | |
| （１）営業日 | | 営業日及び営業時間は、利用者に対する指定 | |
| ○曜日から○曜日までとする。 | | 相談支援の提供が可能な時間を記載する。 | |
| ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。 | |  | |
| （２）営業時間 | |  | |
| 午前○時から午後○時までとする。 | | 営業時間外の緊急連絡等の定めを行う場合は、第３号以下に定める。 | |
| （３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。 | |
|  | |  | |
| (指定地域移行支援の提供方法及び内容) | |  | |
| 第６条　事業所で行う指定地域移行支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。 | |  | |
| （１）サービスの提供方法等についての説明 | | 内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。 | |
| 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。 | | （基準第5条、第45条） | |
| （２）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施 | |  | |
| ア　適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。 | |  | |
| イ　利用者に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。 | |  | |
| （３）地域移行支援計画の原案の作成 | |  | |
| アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。 | |  | |
| （４）地域移行支援計画の作成に係る会議の開催 | |  | |
| 障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して地域移行計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 | |  | |
| （５）地域移行支援計画の作成 | |  | |
| ア　地域移行支援計画の原案の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。 | |  | |
| イ　地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者等に交付するものとする。 | |  | |
| （６）地域移行支援計画の変更 | |  | |
| ア　地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。 | |  | |
| イ　地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行うものとする。 | |  | |
| （７）地域における生活に移行するための活動に関する支援 | |  | |
| ア　利用者等の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況を的確に把握に努め、利用者等の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を提供するものとする。 | |  | |
| イ　上記アに規定する支援を提供するに当たっては、おおむね週に１回以上、少なくとも月に２回、利用者等との対面により行うものとする。 | |  | |
| ウ　障害福祉サービスの体験的な利用支援については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うものとする。 | |  | |
| エ　体験的な宿泊支援については、宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。 | |  | |
| （８）関係機関との連絡調整等 | |  | |
| 支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。 | |  | |
| （９）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 | |  | |
| （１）から（８）に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。 | |  | |
|  | |  | |
| (指定地域定着支援の提供方法及び内容) | |  | |
| 第７条　事業所で行う指定地域定着支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。 | |  | |
| （１）サービスの提供方法等についての説明 | | 内容については、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。 | |
| 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。 | | （基準第5条、第45条） | |
| （２）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施 | |  | |
| ア　適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行う。 | |  | |
| イ　利用者に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。 | |  | |
| （３）地域定着支援台帳の作成 | | （基準第42条第1項） | |
| アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者等の家族等及び当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成するものとする。 | |  | |
| （４）地域定着支援台帳の変更 | | （基準第42条第4項） | |
| ア　地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。 | |  | |
| イ　地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行うものとする。 | |  | |
| （５）常時の連絡体制の確保等 | |  | |
| ア　利用者等の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適正な方法により、当該利用者等又はその家族との常時の連絡体制を確保するものとする。 | |  | |
| イ　適宜利用者等への居宅への訪問を行い、利用者等の状況を把握するものとする。 | |  | |
| （６）緊急の事態における支援等 | |  | |
| ア　利用者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者等の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者等が置かれている状況に応じて、当該利用者等の家族、当該利用者等が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じるものとする。 | |  | |
| イ　上記アに規定する滞在による支援については、滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えた衛生的に管理されている場所で行うものとし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるものとする。 | |  | |
| （７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜 | |  | |
| （１）から（６）に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。 | |  | |
|  | |  | |
| （利用者から受領する費用の額等） | |  | |
| 第８条 法定代理受領の手続きによらない利用者に対し指定地域相談支援を提供した際は、利用者から法第５１条の１４第３項の規定する額の支払いを受けるものとする。 | | 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を下回る額を独自に定める場合には、その額を記載すること。 | |
| ２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定地域相談支援を提供した場合は、それに要した交通費の実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は１ｋｍ当たり○○円とする。 | | 交通費については、燃料代の実費相当額を設定すること。  通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、徴収できるのは、通常の実施地域を超えた部分の交通費のみであること。 | |
| ３　前２項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付する。 | |
| ４　第２項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。 | |  | |
|  | |  | |
| （通常の事業の実施地域） | |  | |
| 第９条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。 | | 原則市町村単位で記載する。  なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町の区域」など客観的に区域が分かるような記載をすること。 | |
|  | |  | |
| （事業の主たる対象者とする障害の種類） | | 主たる対象者を特定する場合には、事業ごとに障  害の種別を記載する。 | |
| 第１０条　事業所において指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。 | |
| （１）　○○障害者 | |
|  | |  | |
| （虐待の防止のための措置に関する事項） | | （基準第２７条第１項第７号、第４５条）事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。 | |
| 第１１条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。 | |
|  | |  | |
| （苦情解決） | | （基準第３５条第１項、第４５条） | |
| 第１２条　提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。 | |
| ２　提供した指定地域相談支援に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。 | | （基準第３５条第３項、第４５条） | |
| ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。 | | （基準第３５条第７項、第４５条） | |
|  | |  | |
| （研修） | |  | |
| 第１２条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。 | | （基準第２８条第３項、第４５条） | |
| （１）採用時研修　採用後○か月以内 | |  | |
| （２）継続研修　　年○回 | |  | |
|  | |  | |
| (秘密保持) | |  | |
| 第１３条　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。 | | （基準第３２条第１項、第４５条） | |
| ２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。 | | （基準第３２条第２項、第４５条） | |
| ３　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。 | | （基準第３２条第３項、第４５条） | |
|  | |  | |
| （サービス提供の記録） | |  | |
| 第１４条　指定地域相談支援の提供に関する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録等の記録を整備し、当該地域相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。 | | （基準第３８条第２項、第４５条） | |
|  | |  | |
| (事故発生時の対応) | |  | |
| 第１５条　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟市及び支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 | | （基準第３６条第１項、第４５条） | |
|  | |  | |
| (その他運営に関する重要事項) | |  | |
| 第１６条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、□□□と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 | |  | |
|  | |  | |
| 附　則  この規程は、平成３０年４月１日から施行する。  附　則  この規程は、令和４年４月１日から施行する。 | |  | |
|  | |  | |
| ○　「留意事項」欄の「基準」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）のことをいいます。  ○　この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。  ○　いわゆるオプションサービスを実施する場合には、その内容及び利用者から徴収する費用の額等を具体的に記載してください。 | |